

## 藤沢市部活動地域移行準備連絡会設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 この要綱は、文部科学省が示す「部活動地域移行」について、藤沢市における在り方を構築するため、藤沢市部活動地域移行準備連絡会(以下「連絡会」という)を設置し、その運営について必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 連絡会は、次に挙げる事項を所掌する。

- (1) 部活動地域移行に関する諸課題について検討及び整理すること。
- (2) 上記課題の解決を図るために、具体的な方向性を検討すること。
- (3) その他、必要とされること。

### (組織)

第3条 連絡会の委員は、25人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 教育委員会の職員
- (2) 市立学校の校長・教頭及び教職員
- (3) 生涯学習部の職員
- (4) 市民自治部の職員
- (5) 藤沢市スポーツ事業関係者
- (6) 藤沢市文化芸術事業関係者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、委員会の委員長が認めた者

### (設置期間)

第4条 連絡会の設置期間は2023年 3月 31日までとする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 連絡会に、連絡会長及び副連絡会長を1人置き、委員の互選によりこれを定める。

2 連絡会長は、会務を整理し、連絡会を代表する。

3 副連絡会長は、連絡会長を補佐し、連絡会長に事故があるとき、又は連絡会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (招集)

第6条 会議は、必要により連絡会長が招集する。

2 連絡会の会議は、委員の2分の1以上の出席により成立する。

3 会議の議決は、連絡会長を含めて出席委員の過半数とする。

(意見の聴取等)

第7条 連絡会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 連絡会の庶務は、教育部教育指導課において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、連絡会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年 10月 1日から施行する。